

# 武蔵野市生活安全条例に基づく 建築主の皆様へのお願い

武蔵野市では、「武蔵野市生活安全条例」及び「同条例施行規則」に基づき、武蔵野市内で新たに建物を建てようとする場合、建築主の皆様には防犯カメラの設置や施錠設備の強化等の「犯罪を予防するために必要な措置と認められる設備の設置」に関して武蔵野警察署長との協議をお願いしています。

このお願いは、市の条例に基づくもので、建築基準法上の要請に基づくものではありません。しかしながら、市民生活を脅かす犯罪の増加等により、市民の安全に対する要望は益々高まっており、市は、市民及び関係機関と協力して安全なまちをつくることを目指すために、この条例を制定しています。建築主の皆様にもこの条例の趣旨をご理解いただき、犯罪予防の専門的知識を有する警察との協議を通じて、市民生活の安全の向上にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 武蔵野市生活安全条例

(事業者等の責務)

第4条 市の区域内で事業を営む者又は市の区域内の土地若しくは建物を所有し、占有し、若しくは管理する者は、当該施設を利用する者の安全に配慮し、犯罪を予防するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、第2条第1項の施策の実施に協力するものとする。

## 武蔵野市生活安全条例施行規則

(建築主に対する指導)

第2条 市長は、条例第4条に規定する事業者等及び新たに市の区域内で建物を建築しようとする者が次に掲げる建物について建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認の申請をしようとするときは、その者に対し、当該建物における犯罪を予防するために必要な設備の設置に関して、武蔵野警察署長と協議するよう指導するものとする。

- (1) 戸数が15戸以上の共同住宅
- (2) 百貨店、マーケット、コンビニエンスストア等の物品販売業を営む店舗
- (3) 旅館又はホテル等の宿泊施設
- (4) パチンコ店、ゲームセンター又はボーリング場等の遊技場
- (5) 劇場、映画館又は演芸場等の観覧施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する建物

該当する

該当しない

警察署との協議が必要です。

警察署との協議は不要です。

「建築物に関する協議申出書（確認書）」を安全対策課窓口でお渡しいたします。

※ホームページでも印刷が可能です。

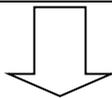
[https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/bosai\\_zen/bosai\\_zen\\_center\\_web/bouhantaisaku\\_seido/1005997.html](https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/bosai_zen/bosai_zen_center_web/bouhantaisaku_seido/1005997.html)

裏面の全体の流れをご確認のうえ、ご対応をお願いいたします。

# 全体の流れ

① 以下の書類のご準備をお願いいたします。

- ・「建築物に関する協議申出書（確認書）」
  - ➡ 正本：1部、副本：2部
- ・「防犯設備の設置予定状況がわかる図面等」
  - ➡ 2部 ※まちづくり条例に該当している場合は1部のみ



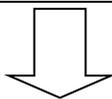
② 必要書類をご持参のうえ、以下にて協議をお願いいたします。

警視庁武蔵野警察署生活安全課防犯係

東京都武蔵野市中町2丁目1番2号

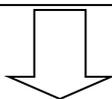
電話 0422-55-0110（代表）

※事前にご希望の協議日や時間をご連絡いただくことをおすすめしております。



③ 警察署との協議終了後、「建築物に関する協議申出書（確認書）」の確認印欄に押印（正本1部、副本2部）してもらい、以下の書類を警察署にご提出ください。

- ・「建築物に関する協議申出書（確認書）」・・・正本：1部
- ・「防犯設備の設置予定状況がわかる図面等」・・・1部



④ 警察署との協議終了後、以下の書類を市役所担当課にご提出ください。

●まちづくり条例：該当 の場合

- ・「建築物に関する協議申出書（確認書）」・・・副本：1部（各課協議書に添付）

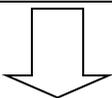
➡武蔵野市役所 東棟4階 まちづくり推進課へご提出ください。

●まちづくり条例：非該当 の場合

- ・「建築物に関する協議申出書（確認書）」・・・副本：1部

- ・「防犯設備の設置予定状況がわかる図面等」・・・1部

➡武蔵野市役所 西棟5階 安全対策課へご提出ください。



⑤ 市役所担当課に書類提出後、以下の書類は各事業者（建築主）にて大切に保管してください。

- ・「建築物に関する協議申出書（確認書）」・・・副本：1部

●この「お願い」に関するお問合せ先

武蔵野市役所安全対策課

電話：0422-60-1916（課直通）